○札幌市児童福祉法施行条例

平成24年12月13日条例第62号
（最終改正）平成30年６月４日

（抜粋）

第２章　指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者並びに指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準

● 第４節　指定児童発達支援

（第４款　運営に関する基準）

（指定児童発達支援の取扱方針）

第29条　指定児童発達支援事業者は、次条第１項に規定する通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

２　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、指定児童発達支援の提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

（１）　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

（２）　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

（３）　指定児童発達支援の事業の用に供する設備、備品等の状況

（４）　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

（５）　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

（６）　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

（７）　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

５　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の規定による自らの評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一部改正〔平成30年条例13号〕

●第６節　指定放課後等デイサービス

（第４款　運営に関する基準）

（準用）

第71条　第15条から第25条まで、第27条から第33条まで、第35条、第37条から第48条まで、第50条から第53条まで、第54条第１項、第55条から第57条まで及び第62条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第15条第１項中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、第25条第２項ただし書中「次条第１項」とあるのは「第70条第１項」と、第28条第２項中「第26条第２項」とあるのは「第70条第２項」と、第29条第１項中「次条第１項に規定する通所支援計画」とあるのは「第71条において準用する次条第１項に規定する放課後等デイサービス計画」と、第30条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイ

サービス計画」と、第31条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、「次条」とあるのは「第71条において準用する次条」と、第46条中「第40条」とあるのは「第71条において準用する第40条」と、「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第57条第２項第１号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第２号中「第24条第１項」とあるのは「第71条において準用する第24条第１項」と、同項第３号中「第38条」とあるのは「第71条において準用する第38条」と、同項第４号中「第47条第２項」とあるのは「第71条において準用する第47条第２項」と、同項第５号中「第53条第２項」とあるのは「第71条において準用する第53条第２項」と、同項第６号中「第55条第２項」とあるのは「第71条において準用する第55条第２項」と、第62条中「とする。」とあるのは「とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例７号・27年７号・29年７号・30年13号〕